

次期地域福祉計画（第5次船橋市地域福祉計画）の策定方針について

1. 概要

社会福祉法第107条に基づき、平成17年度に「コミュニケーション船橋（シティ）の創出」をメインテーマとした第1次船橋市地域福祉計画（平成17年度～平成21年度）を策定し、メインテーマを受け継ぎながら、第2次船橋市地域福祉計画（平成22年度～平成26年度）、第3次船橋市地域福祉計画（平成27年度～令和3年度）、現行計画である第4次船橋市地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）と、更なる地域福祉の推進を図っているところである。

本年度より、令和9年度からの新たな計画として第5次船橋市地域福祉計画を策定すべく、準備を進めている。

2. これまでの経過・今後の予定

令和7年度

4月1日	船橋市地域福祉計画庁内検討委員会（庁内会議）設置
5月7日	第1回庁内検討委員会（部長級）・部会（課長級）開催 ◆第5次船橋市地域福祉計画策定の概要説明・協力依頼等
7月31日	第2回庁内検討委員会部会（課長級）開催 ※書面 ◆計画策定のためのアンケートについての意見照会
8月21日	船橋市地域福祉計画策定委員会（庁外会議）設置 第1回策定委員会開催 ◆第5次船橋市地域福祉計画策定の概要説明 ◆計画策定のためのアンケートについての説明・意見照会 等
10月	計画策定のためのアンケート実施（市民・地域団体・法人・相談支援機関）
1月22日	第2回策定委員会開催 ◆計画策定のためのアンケート 集計結果報告 ◆第5次船橋市地域福祉計画の策定方針について

令和8年度

- 策定委員会開催（年4回程度）
- 庁内検討委員会開催（適宜開催）
- 地域でのヒアリングなど
- パブリックコメント

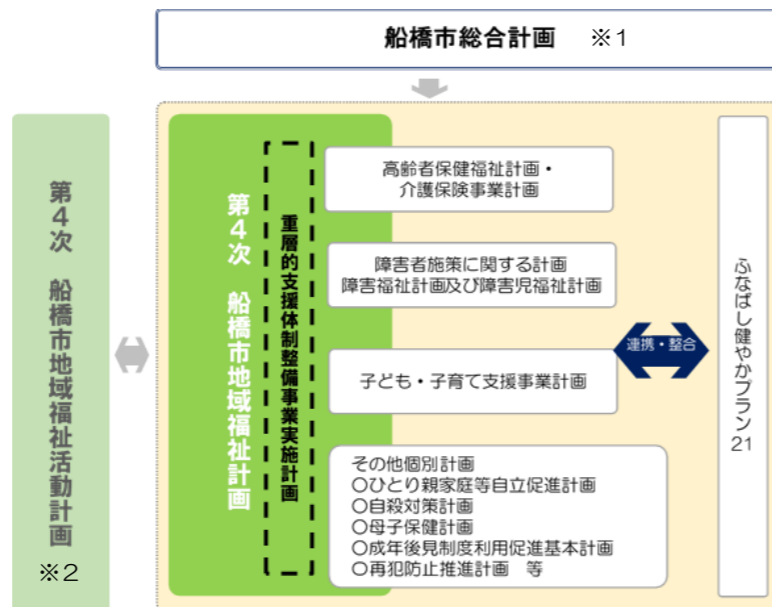
令和9年度

第5次船橋市地域福祉計画策定・施行（4月）

3. 国が示している方向性・本市計画の位置付け

平成30年4月1日の社会福祉法改正により、地域福祉計画は「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けている。本市の地域福祉計画は、現行計画（第4次計画）より、個別計画では網羅しきれない課題への対応や方向性、各福祉分野において共通して取り組む事項等についてまとめており、次期計画（第5次計画）も同様の位置付けとする予定。

【現行（4次）計画の位置付けイメージ】



- ※1 船橋市総合計画…市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画・実施計画から構成されている。
- ※2 船橋市地域福祉活動計画…地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社会福祉協議会の行動計画

4. 地域福祉における現状・課題

● 現行計画(第4次計画)からの引継事項

現行計画を推進している「地域福祉計画推進委員会」が次期計画に盛り込むべきと考える事項

- **重層的支援体制整備事業について**（現状を踏まえた上で、5次計画でどこまで整備を進めるか）
- **「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」について**（これからの「さーくる」の在り方）
- **地域包括ケアシステムの構築について**（介護サービスを受ける手前の高齢者や、ひとり暮らし高齢者を孤立させず地域の中で支える体制づくり）
- **共働き家庭が子育てしやすい環境づくりについて**（共働きで多忙な家庭が増えている現状を踏まえた上での、仕事と子育てが両立しやすい地域づくり）
- **潜在的な要支援者への支援について**（自ら支援を要請できない潜在的な要支援者を見つけ出して支援する仕組みづくり）
- **「支援する人(支え手)」「支援される人(受け手)」と区別せず、共に支援・尊敬し合う地域づくり**

● 地域福祉における現状(主に市民アンケートの前回比較をふまえて)

- 隣近所でおつきあいがほとんどない人の割合が増加（4次策定時 14.3%→今回 20.9% 6.6pt）
→主な理由：隣近所に住んでいる人がどのような人かわからない、つきあいがわずらわしい・必要性を感じない など
- ボランティアや市民活動に関心がない人の割合が増加（4次策定時 21.2%→今回 37.5% 16.4pt）
- ボランティア活動に参加したことがない人の割合が増加（4次策定時 59.9%→今回 71.2% 11.3pt）
→主な理由：時間が足りない・忙しい、活動に興味が無い など

⇒近所付き合い・地域づくり等への関心の低下が課題。地域力を上げるため、どう取り組むべきか

5. 策定基本方針

● 計画の理念

船橋市の市民一人ひとりが、自らの住む地域に積極的にに関わり、誰もが認め合いながら、地域の中に自分の居場所が確保されていて、安心感、安堵感だけでなく、生きがいや充実感を持ちながら暮らすことのできる「いたわり合い」と「支え合い」の心に満ちた船橋を創出する。

⇒現行計画（第4次計画）の理念。国が掲げる「地域共生社会」の理念と通じていることから、第5次計画についても、本理念を継承する。

● メインテーマ

第1次～第4次計画では「**コミュニケーション船橋(シティ)の創出**」を継承してきたが、より市民に伝わりやすい表現を検討する。いくつかの候補の中から、地域福祉計画策定委員会にもご意見を伺い、決定する。

● 計画期間

令和9年度～令和14年度の6年間とする。

● 施策体系

基本方針(3本の柱と1基の土台)

地域資源の現状と基盤体制の構築等について記載している④を1基の「土台」とし、地域共生社会実現のために推進する施策を記載している①～③の3本の「柱」が乗るイメージとする。

- | | | |
|-------|---|--------------------------------|
| 3本の柱 | } | ① 柱1 心をつなぐ地域づくり～まずは知り合い～ |
| | | ② 柱2 楽しく暮らせる地域づくり～共に楽しみ・遊んで～ |
| | | ③ 柱3 安心して暮らせる地域づくり～困ったときには助け合う |
| | | ④ 地域福祉推進のための仕組みづくり |
| 1基の土台 | | |

現行計画

メインテーマ	章	基本方針	基本施策	主な取り組み例
コミュニケーション船橋（シティ）の創出	第1章	計画の策定にあたって		
	第2章	船橋市における地域福祉の現状と課題		
	第3章	計画の基本的な考え方		
	第4章	柱1 心をつなぐ地域づくり ～先ずは知り合おう～	(1) 人と人がふれあう環境の創造	①福祉に対する意識の醸成・福祉人材の育成 ②地域における支え合いの促進
			(2) 相互理解の促進	①人権・一人ひとりが多様性を認め合う心のバリアフリーについての意識啓発 ②外国人住民と市民との交流促進
			重点施策 (3) 心をつなぐ仕組みづくり	①地域住民等が集う拠点づくり ②地域交流事業の促進 ③地域情報等の発信
	第5章	柱2 楽しく暮らせる地域 ～共に楽しみ・遊んで～	重点施策 (1) 社会参加の促進・生きがいの創造	①市民活動・組織の活性化 ②社会参加の機会の創出・就労の支援
			(2) 地域を核とした健康づくりの促進	①地域で行う体操等の推進 ②こころの健康づくりの充実
			(3) 居住・移動の自由の確保	①多様な外出等の支援 ②居住支援の推進
	第6章	柱3 安心して暮らせる地域づくり ～困ったときには助け合おう～	重点施策 (1) 包括的な相談支援体制の充実	①専門相談支援機関の強化 ②身近な地域の相談先の充実 ③連携体制等の強化
			(2) 生活困窮者等への支援の推進	①生活困窮者等への支援強化 ②困難を抱える子供・若者への支援 ③再犯防止施策の推進
			(3) 防災・防犯対策の充実	①災害時における要配慮者支援体制の充実 ②日常における防犯体制の充実
			(4) 地域医療・地域見守り体制の充実	①地域医療体制の充実 ②認知症の徘徊等の早期対応と地域の見守り体制の充実
(5) 権利擁護と虐待防止の推進			①福祉サービス事業者の育成 ②成年後見制度等の利用促進 ③地域における虐待防止・早期発見のしくみの連携強化	
第7章	地域福祉推進のための仕組みづくり			
資料				

次期計画における主な変更点

- 現行計画(左記)の施策体系をベースとして、下記の事項についてどのように盛り込んでいくか今後、地域福祉計画策定委員会及び地域福祉計画庁内検討委員会で協議・検討を行う。

● **現行計画(第4次計画)からの引継事項**

現行計画を推進している「地域福祉計画推進委員会」が次期計画に盛り込むべきと考える事項(前頁参照)について、取組内容を検討し、計画に盛り込む。

● **地域福祉計画策定のためのアンケートからの課題**

令和7年10月に実施したアンケート(市民・団体・相談支援機関・法人)で上がった課題について、解決に向けた取組内容を検討し、計画に盛り込む。

● **「重層的支援体制整備事業実施計画」**

本市が重層的支援体制整備事業を開始した令和5年度より、単年度計画として毎年策定していたが、本事業は、地域福祉計画の主たる目標である「地域共生社会の実現」に向けて包括的な支援体制の整備を行うための事業であることから、第5次地域福祉計画に統合し、今後は地域福祉計画と一体的に管理を行っていく方向で検討する。